

大野市職員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、市長等及び職員が市民全体の奉仕者であって、その職務は市民から負託された公務であることに鑑み、市長等及び職員の職務に係る倫理の保持に関して必要な措置を講ずることにより、市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保し、公正かつ民主的な市政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長、副市長及び教育長をいう。
- (2) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。
- (3) 部長等 大野市職員の職名及び辞令形式に関する規則（昭和35年規則第5号。以下「職名等規則」という。）別表第1に規定する部長級の職員をいう。
- (4) 課長等 職名等規則別表第1に規定する課長級の職員をいう。
- (5) 事業者等 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 この規程の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合の役員、従業員、代理人その他の者は、前項第5号の事業者等とみなす。

(利害関係者)

第3条 市長等及び職員は、事業者等又は自己の職務に利害関係のある者（以下「利害関係者」という。）との接触に当たっては、市民等の疑惑、不信等を招く行為をしてはならない。

2 前項に規定する利害関係者は、市長等及び職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者（職員を除く。）をいう。ただし、市長等及び職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は市長等及び職員の裁量の余地が少ない職務に関する者を除く。

- (1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号又は大野市行政手続条例（平成9年条例第1号。以下「行政手続条例」という。）第2条

第4号に規定する許認可等をいう。)をする事務 当該許認可等を受けてそれらに係る事業を行っている事業者等又は個人、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は個人

(2) 補助金等(大野市補助金等交付規則(昭和57年規則第3号)第2条第1項に規定する補助金等をいう。)を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事業を行っている事業者等又は個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は個人

(3) 立入検査、監査又は監察(法令(条例及び規則を含む。以下同じ。)の規定に基づき行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。)をする事務 当該検査等の対象となる事業者等又は個人

(4) 不利益処分(行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分又は行政手続条例第2条第5号に規定する不利益処分をいう。)をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は個人

(5) 行政指導(行政手続条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。)をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は個人

(6) 契約(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項に規定する契約をいう。)に関する事務 当該契約を締結している事業者等又は個人、当該契約の申込みをしている事業者等又は個人及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等又は個人

(7) 指定管理者の指定(地方自治法第244条の2第3項に規定する大野市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定をいう。)に関する事務 当該指定を受けた事業者等、当該指定の申請をしている事業者等又は当該指定の申請をしようとしていることが明らかである事業者等

3 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間(当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間)は、当該異動があった職員の利害関係者であるも

のとみなす。

- 4 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

(市長等の倫理原則及び倫理行動規準)

第4条 市長等は、公務員としての清廉さを保持し、かつ、その使命を自覚し、第1号に掲げる倫理原則とともに第2号から第7号までに掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

(1) 市長等は、市民全体の奉仕者として公共の利益のためにその職務を行い、常に公私の別を明らかにし、職務に関して廉潔性を保持しなければならないこと。

(2) 市長等は、利害関係者との接触に当たっては、供応接待を受けること、職務に関連して贈与や便宜供与を受けること等であって市民の疑惑を招くような行為をしてはならないこと。

(3) 市長等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も同様とすること。

(4) 市長等は、法その他の法令の趣旨を踏まえ、市民全体の奉仕者として政治的中立性が求められている職員に対し、一部の者の利益のために、その影響力を行使してはならないこと。

(5) 市長等は、職員に対する指示が法令に違反することのないよう十分留意するとともに、当該指示について法令に違反するおそれがある旨の意見を職員が述べた場合にはその意見の内容を十分に考慮しなければならないこと。

(6) 市長は、職員の任命権を一部の政治的目的のために濫用してはならないこと。

(7) 第2号から第6号までに掲げるもののほか、市長等は、法令を遵守し、その職務に係る倫理の保持に万全を期すこと。

(職員の倫理行動規準)

第5条 職員は、公務員としての誇りを持ち、かつ、その使命及び責任を自覚し、次に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として行動しなければならない。

(1) 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利

な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、法令を遵守するとともに、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。

(2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。

(3) 職員は、法令により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与、役務の提供等を受けること等、市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。

(4) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。

(5) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(禁止行為)

第6条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典、供花その他これらに類するものを含む。）を受けること。

(2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

(3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

(4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

(5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。

(6) 利害関係者から供応接待を受けること。

(7) 利害関係者と共に遊戯又はゴルフをすること。

(8) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。

(9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定の適用については、職員（同項第9号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を

受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

- 3 市長等及び職員は、国又は他の地方公共団体の職員若しくは特別の法律により設立された法人で国又は地方公共団体が出資しているものの役員若しくは職員と接触する場合については、職務上の必要性に留意し、市民の疑惑又は不信を招くような行為をしてはならない。

(禁止行為の例外)

第7条 前条の規定にかかわらず、職員は、利害関係者との接触に関し、社会通念上相当と認められる程度の範囲内において、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- (2) 多数の者が出席する式典、総会その他の催物において、利害関係者から記念品（職員のみ配布されるものを除く。）の贈与を受けること。
- (3) 多数の者が出席する式典、総会その他の催物において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食物を飲食すること。
- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受け、又は利害関係者と共に茶菓の飲食をすること。
- (6) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食物の飲食をすること。

- 2 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

第8条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等又は個人であっても、その者が

ら飲食等のもてなしを繰り返し受けること等社会通念上相当と認められる程度を超える便宜又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場所に居合わせなかった利害関係者に該当しない事業者等又は個人にその者の負担として支払わせてはならない。

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

第9条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、あらかじめ利害関係者との飲食に係る届出書(様式第1号)により、部長等(行政経営部長を除く。)にあっては総括倫理監督責任者(第12条第1項に定める総括倫理監督責任者をいう。以下同じ。)に、課長等にあっては別表の左欄に掲げる組織における部長等である倫理監督責任者(同項の倫理監督責任者をいう。以下同じ。当該組織において部長等である倫理監督責任者がいない場合には総括倫理監督責任者)に、その他の職員にあっては当該職員の所属の倫理監督責任者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに届け出なければならない。

(講演等に関する規制)

第10条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演(法第38条第1項の許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。)をしようとする場合は、あらかじめ部長等(行政経営部長を除く。)にあっては総括倫理監督責任者に、課長等にあっては別表の左欄に掲げる組織における部長等である倫理監督責任者(当該組織において部長等である倫理監督責任者がいない場合には総括倫理監督責任者)に、その他の職員にあっては当該職員の所属の倫理監督責任者に承認願(様式第2号)を提出し、承認を得なければならない。

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第11条 職員は、他の職員の第6条又は第8条の規定に違反する行為によって当該他の職員(第6条第1項第9号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 職員は、他の職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

3 前項に規定する場合において、当該職員は、任命権者その他職員の職務に係る倫理の保持に関し当該職員を管理し、若しくは監督する責任を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

(総括倫理監督責任者等)

第12条 職員の服務に係る倫理の保持を図るため、総括倫理監督責任者及び倫理監督責任者を置く。

2 総括倫理監督責任者は、行政経営部長をもって充てる。

3 倫理監督責任者は、別表の左欄に掲げる組織についてそれぞれ同表の右欄に掲げる職員をもって充てる。

4 総括倫理監督責任者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

(1) 職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

(2) 第13条に規定する相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

(3) 第9条に規定する利害関係者との飲食に係る届出書及び第10条に規定する承認願を受理し、審査を行うこと。

(4) 倫理監督責任者との連絡調整を図るとともに、必要に応じ、倫理監督責任者に対し指示、助言等を行うこと。

(5) この規程に違反する行為があった場合にその旨を市長に報告すること。

5 倫理監督責任者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

(1) 所属の職員からの第13条に規定する相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

(2) 所属の職員からの第9条に規定する利害関係者との飲食に係る届出書及び第10条に規定する承認願を受理し、審査を行うこと。

(相談)

第13条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第6条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、部長等

(行政経営部長を除く。)にあっては総括倫理監督責任者に、課長等にあつては別表の左欄に掲げる組織における部長等である倫理監督責任者(当該組織において部長等である倫理監督責任者がいない場合には総括倫理監督責任者)に、その他の職員にあつては当該職員の所属の倫理監督責任者に対して相談書(様式第3号)を提出し、その指示に従うものとする。

(倫理監督責任者会議の設置)

第14条 この規程の遵守及び服務規律の徹底に関し、必要な事項について審議するため、倫理監督責任者会議を置く。

2 倫理監督責任者会議は、部長等で構成し、行政経営部長が総理する。

3 倫理監督責任者会議は、必要に応じて行政経営部長が招集する。

4 倫理監督責任者会議の庶務は、行政経営部総務課において処理する。

(違反行為に対する処分等)

第15条 市長は、職員がこの規程に違反する行為を行ったと認められる場合は、その違反の程度に応じ、法第29条第1項の規定に基づき懲戒処分をし、又は訓告、嚴重注意等の人事管理上必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により職員に懲戒処分を行った場合において、職員倫理の確立及び保持を図るため、別に定めるところにより当該懲戒処分の概要を公表することができる。

(職員の倫理の確立及び保持に関する状況等の公表)

第16条 市長は、毎年、職員の倫理の確立及び保持に関する状況並びに職員倫理の確立及び保持に関して講じた施策について、その概要を公表するものとする。

(委任)

第17条 この規程の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年7月15日から施行する。

別表（第12条関係）

組織	職員
行政経営部	政策推進課長、総務課長、財政経営課長、税務課長
健幸福祉部	健幸福祉部長、福祉課長、健康長寿課長、スポーツ推進課長
地域経済部	地域経済部長、産業政策課長、観光交流課長、農業林業振興課長
くらし環境部	くらし環境部長、建設整備課長、交通住宅まちづくり課長、環境・水循環課長、上下水道課長
地域づくり部	地域づくり部長、地域文化課長、市民生活・統計課長、防災防犯課長
会計課	会計管理者
消防本部	消防長、消防署長、消防副署長、総務課長、予防課長、警防課長、通信指令室長
教育委員会事務局	教育委員会事務局長、教育総務課長、こども支援課長、生涯学習・文化財保護課長
議会事務局	議会事務局長、議会事務局次長
監査委員事務局	監査委員事務局長
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会書記長

様式第1号（第9条関係）

利害関係者との飲食に係る届出書

年 月 日

様

所 属
補 職 名
氏 名

大野市職員倫理規程第9条の規定により、利害関係者との飲食について、次のとおり届け出ます。

日時及び場所	
会議等の名称	
会議等の内容	
相手方（利害関係者） の所属・役職・氏名	
職員の職務との具体的 関連等	
自己の飲食に要する費 用の額	円
上欄に記載した額を算 出した根拠	<input type="checkbox"/> 店に額を確認 <input type="checkbox"/> 主催者側に額を確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）
利害関係者以外の同席 者の有無・人数・職業	無 ・ 有 （ 名） 同席者の職業：

注1 職員の職務との具体的関連等の欄には、大野市職員倫理規程第3条第2項各号に規定する具体的な事務を記入するとともに、届出日現在における権限の行使状況を記入すること。

2 自己の飲食に要する費用の額を算出した根拠となる資料を添付し、その他参考となる資料があれば添付すること。

様式第2号（第10条関係）

承認願

年 月 日

様

所属
補職名
氏名

大野市職員倫理規程第10条の規定により、次のとおり承認ください。

承認行為	種類又は名称	
	内容又は目的	
	日時	年 月 日 時 分～ 時 分
	場所	
利害関係者	住所	
	氏名	
	利害関係の内容	
費用又は謝礼		円
出席の必要性		
判断結果	判断理由	
	判断結果	承認 ・ 否認 氏名

様式第3号（第13条関係）

相 談 書

年 月 日

様

所 属
補 職 名
氏 名

大野市職員倫理規程第13条の規定により、次のとおり相談します。

相談等の発生日 ・ 起因事実等		
出席の必要性		
事業者等	住 所	
	氏 名	
	利害関係の内容 及び職員の職務 との関係等	
行為の必要性		
職務の執行に対し、 市民の疑惑や不信を 招くおそれがあると 思われる理由		
判断 結果	判断理由	
	判断結果	氏名